

令和 7 年 4 月 8 日

保護者・地域の皆様

尾道市教育委員会
教育長 宮本 佳宏
尾道市立吉和中学校
校 長 佐野 元章

教職員の勤務時間外の電話対応について（お願い）

日頃より本市及び各小中学校の教育活動に格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、教職員の多忙化・長時間勤務の常態化が全国的に大きな関心を集める中、本市では、これまで、教員が子供と向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図ることを目的に、保護者・地域の方々のご理解・ご協力をいただきながら、「学校における働き方改革」を進めてまいりました。また、令和 4 年 3 月に「学校における働き方改革取組方針」を改定し、毎週水曜日の定時退校日及び部活動週 2 日の休養日の設定、教員の業務を補助する教務事務支援員を配置するなど「チームとしての学校」の推進等、これまでの取組を継続するとともに、I C T の活用促進等、新たな取組を実施することとしております。

ついては、こうした状況を踏まえ、本校では、電話で対応する時間帯を下記のとおりとしております。保護者・地域の皆様方には、教職員の現状をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 勤務時間外や休日の電話対応について

○下記の時間設定を原則とします。

(1) 学期中

- ・水曜日 : 7 : 30 ~ 17 : 00
- ・他の平日 : 7 : 30 ~ 18 : 30
- ・土日祝 : 電話対応なし（学校行事等開催時は水曜日に準じる）

(2) 長期休業中

- ・8 : 15 ~ 16 : 45（土日祝、学校閉庁日は除く）

※教職員の勤務時間は、8 時 15 分～16 時 45 分です。（1）（2）の時間帯でも、電話対応できない場合がありますので、なるべく勤務時間内にご連絡ください。

2 子供の安全に係る事件、事故等の緊急連絡について

上記の時間帯以外に子供の安全に係る事件、事故等で緊急の対応が必要な場合、警察や消防等、関係する機関等にご連絡ください。関係機関が学校と情報共有が必要と判断した場合、教育委員会や学校に連絡が入ることになっています。